



第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 モリシア
- 2 所在地 習志野市谷津1丁目1340番10
- 3 建物設置者 中央三井信託銀行株式会社 代表取締役 田辺和夫
- 4 小売業者名 イオン株式会社 ほか（業種：総合店）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) 開店時刻は午前9時、閉店時刻は午前2時  
 (変更後) 開店時刻は午前9時、閉店時刻は午前9時（24時間）※コンビニにのみ
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前8時～翌午前2時30分  
 (変更後) 午前8時～翌午前8時（24時間）※第二駐車場のみ
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 午前6時～午後10時  
 (変更後) 午前6時～翌午前6時（24時間）※No.1のみ
- 6 変更年月日 平成21年 9月18日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成21年 9月17日
  - (2) 公告縦覧期間 平成21年10月 9日～平成22年 2月9日
  - (3) 説明会開催日 平成21年10月27日
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 習志野市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：33,185㎡
- 2 駐車場の収容台数：883台
- 3 駐輪場の収容台数：800台
- 4 荷さばき施設の面積：872㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：716㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前8時～翌午前8時
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～翌午前6時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年3月29日通知  
<理由>

- (1) この届出は、営業時間等の変更で、夜間に及ぶ変更であるが、荷さばき車両走行音の予測結果が一部の地点で基準を超過するものの、保全対象側では基準以下であることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく習志野市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 西友浦安店
- 2 所在地 浦安市北栄1丁目548番地1 ほか
- 3 建物設置者 株式会社エスシーシー 代表取締役 大橋哲彦ほか
- 4 小売業者名 合同会社西友（業種：総合店）
- 5 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - （変更前） 130台
    - （変更後） 63台
  - (2) 駐輪場の位置の変更
    - （変更前） 4か所
    - （変更後） 1か所
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - （変更前） 3か所
    - （変更後） 2か所
- 6 変更年月日 平成21年10月30日
- 7 処理経過
  - (1) 届出日 平成21年10月 5日
  - (2) 公告縦覧期間 平成21年10月16日～平成22年2月16日
  - (3) 説明会 平成21年10月26日不要承認済み
- 8 市町村・住民等の意見
  - (1) 浦安市の意見 なし
  - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：10,736㎡
- 2 駐車場の収容台数：63台
- 3 駐輪場の収容台数：130台
- 4 荷さばき施設の面積：112㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：62㎡
- 6 開店時刻：午前9時  
閉店時刻：午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前9時～翌午前9時
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年3月3日通知  
<理由>

- (1) この届出は、駐車場の位置及び収容台数を減らすものであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく浦安市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 トステムビバ船橋店
- 2 所在地 船橋市芝山三丁目1261番地6 ほか
- 3 建物設置者 株式会社北辰商会 代表取締役 広瀬幸吉
- 4 小売業者名 トステムビバ株式会社（業種：住・生活関連品専門店）
- 5 変更しようとする事項

（1）駐車場の位置

（変更前） 2か所 215台

（変更後） 1か所 135台

（2）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 5か所

（変更後） 3か所

6 変更年月日 平成22年7月31日

7 処理経過

（1）届出日 平成21年11月11日

（2）公告縦覧期間 平成21年11月27日～平成22年3月27日

（3）説明会 平成21年12月25日 船橋市新高根公民館

8 市町村・住民等の意見

（1）船橋市の意見 なし

（2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年4月21日通知

<理由>

- （1）この届出は、隔地駐車場を地主に返却するために駐車場の位置及び収容台数等が変更となるもの  
辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく船橋市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積： 2,468㎡
- 2 駐車場の収容台数：135台
- 3 駐輪場の収容台数：100台
- 4 荷さばき施設の面積：128㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：35㎡
- 6 開店時刻：午前8時  
閉店時刻：午後9時30分
- 7 駐車場利用可能時間帯：  
午前7時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：  
午前7時～午後8時

周